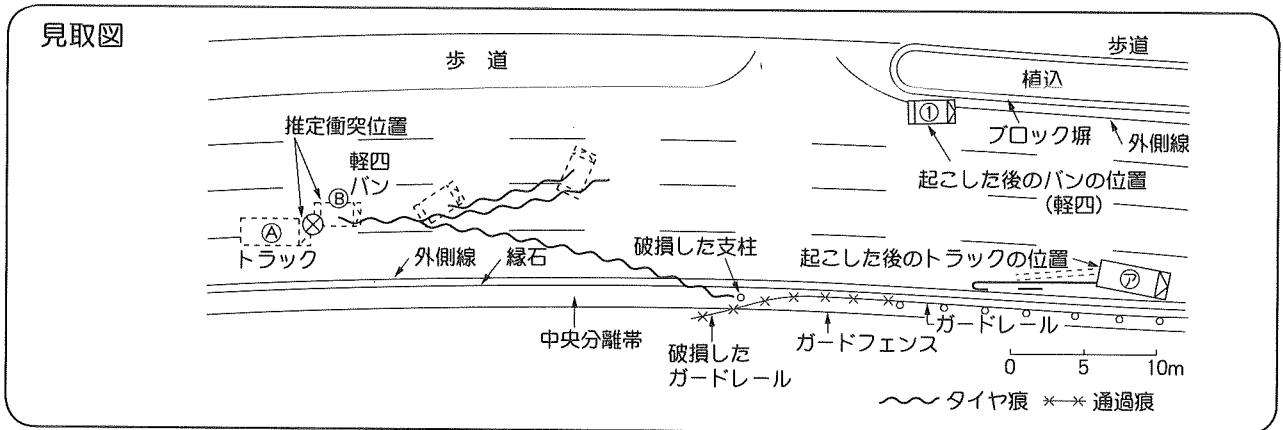


事例 11 飲酒運転の1トン積みダブルキャブトラックが、軽四輪バンに追突

発生日時	11月某日午後7時頃	天候	晴
道路状況	4車線の見通しの良い国道、制限速度40km/h		
事故災害の内容・程度	軽四輪バン運転者と同乗者（1人）が入院治療を要する大怪我、トラック運転者は殆んど怪我なし。		



発生状況

第3車線を走行中の軽四輪バンが後方からきた1トン積みのダブルキャブトラックに追突された。

軽四輪バンは、左前方に突き飛ばされ、第1車線に左を下にして約45m先に横転し、同バンの運転者と同乗者が大怪我をして病院に運ばれた。

トラックは、追突後右斜めに暴走し、中央分離帯のガードレールに車体の右側を乗り上げながら進行し、バンよりも15m程先の第4車線に左を下にして横転したが、運転者には、殆んど怪我はなかった。

災害原因となった問題点（危険要因）

トラック運転者が飲酒運転を行ったこと。

災害防止対策

飲酒運転の防止の徹底

事例研究会における検討内容等〔ポイント…飲酒運転の問題点〕

1. 発生状況の詳細

(1) 両当事者の言い分

① トラック運転者（A）

『友達が家を新築中で、今日は棟上のお祝いに行った。行きは電車で行ったが、帰りは知人のトラックを貸してもらって帰ることにした。』

『国道に出て、時速約60km位で走っていたとき、Aの前方に軽四輪バンが急に左から侵入してきたので「危ない」と思ってハンドルを右に切るとともに急ブレーキをかけたが追突してしまった。』

さらにAは、『シートベルトをしていたお陰で怪我をしないですんだ』、『Bは、まるで天から降ってきたようにAの前に現れたのだから、急に割り込んだに違いない』と主張したが、呼気を調べられて、ビール大瓶1本位飲んだことを認めた。

② 軽四輪バン運転者（B）

『友達が入院しているので、友人と2人で、その友達を見舞いに行つての帰りに事故に遭った。』

Bは、国道の第3車線を時速50～60km位で直進中で、途中何台かの車に追い越された。

そして、いきなりドシンという音とともに腰骨を叩かれたような感じで後ろから追突され、一時意識を失っていた。

Bと助手席の友人は、ともに事故当時シートベルトを締めていたが、Bは下半身の怪我が大きく、今でも感覚がなく、便意も尿意もない。

また、B達が見舞いに行っていた病院は国道沿いにあるので、Aが言っているように、Bが左の横丁から国道に出てくるわけがなく、又急ぐこともなかったのに、割り込みをする必要もない』と主張。

(2) 状況認定

トラック及びバンの損傷とその部位、程度さらに衝突後の両車の位置等からしてトラックの運転者が前方を直進するバンを見落として、気づくのが遅れて真後ろから追突したものと認定された。

そして、スリップ痕の長さ、停止位置、車両重量から割り出すと、バンの速度は時速約45km、スリップ痕印象前のトラックの速度は時速約100kmとなった。

2. 事例の検討内容

(1) 事故の原因となった飲酒運転について

① 飲酒が自動車運転に及ぼす影響

＜アルコールの吸収＞

飲酒と同時に体内に入ったアルコールは、胃から腸の間で吸収され、胃で約20%が、腸で残りの約80%が吸収される。

この吸収は、酒以外の他の食物がないときは大変速やかに進むので、空腹時の1杯はよく効くことになる。

胃や腸から吸収されたアルコールは、血液に乗って身体全体に平均していきわたり、血中のアルコールは循環する途中で肝臓を通るが、健康な肝臓では、殆どどのアルコールをここで酸化して、アセトアルデヒドと酢酸に分解する。

『酔う』という現象は、脳の中樞神経が変化し、理性が後退し、感情があらわになって、さまざまな症状が現れてくる。

特に、飲酒と運動力、反射神経、敏捷性、視力、注意力等との関係が問題となってくる。

ある国立大学の法医学教室の実験では、まず被検査者に飲酒していない状態で時速約40kmで自動車を運転させ、25kmの区間を走って、その区間内にある道路標識板をチェックさせたところ、全標識の95%を見落とすことなくチェックできた。

次に、その人にビール2杯（360ミリリットル）飲酒させた後、同じ実験をくり返すと、全標識の62%しかチェックできなかつたという。

このことは、ビール2杯で約30%の標識を見落とすということである。

② 酒気帯び運転と酒酔い運転について

ア 酒気帯び運転

◎ 道路交通法第65条『酒気帯び運転の禁止』

① 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

② 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類等を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

＜解説＞

酒気帯びとは、身体にその者が通常保有する程度以上にアルコールを保有していることである。通常、健康な人の血中には、常時0.03ミリグラム程度のアルコールが保有されているといわれているが、その程度を超えて酒気を帯びている状態をいう。

このことを踏まえて、この規定は、何人も、例え少量であろうが、酒気を帯びて車両等を運転してはならないとしている。

ただ、処罰については、政令数値以上の飲酒量を身体に保有していた者をその対象としている。

◎ 道路交通法施行令第44条の3『アルコールの程度』

法第117条の4第2号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、

・血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム

又は

・呼気1リットルにつき0.15ミリグラム

とする。

イ 酒酔い運転

◎ 道路交通法第117条の2

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。

- ① 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転が出来ない恐れがある状態）にあったもの。

『解説』

酒酔い運転の違反が成立するためには、その前提条件として政令数値以上の飲酒を必要とせず、「酒気を帯びている」こと、すなわち、法第65条に違反している者であること的前提条件があればよい。

つまり、飲酒していればよいわけであって、ウイスキーボンボンを食べたり、酒をおちょこに1〜2杯程度であっても、その者が酒に酔っている状態であれば、酒酔い運転が成立する。

この酒に酔っている状態を言葉で表現すれば、身体に摂取保有されたアルコールの影響によって注意力が減退し、前方に対する注意が散漫となり、その他安全運転に対する判断力が低下している状態をいう。

具体的には、運転状態、歩行、言語等によって判断している。

ウ 飲酒運転の下命、容認

◎ 道路交通法第75条『自動車の使用者の義務等』

- 1 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

①〜② 略

③ 第65条第1項の規定に違反して自動車を運転すること。

- 2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を 사용할ことが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反にかかる自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用に対し、6月を超えない範囲内で期限を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を営業者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

『解説』

自動車の使用者等がその業務に関し、自動車の運転者に対し酒気帯び運転を下命し又は容認することを禁止した規定である。

公安委員会は、自動車の使用者等が酒気帯び運転等を下命又は容認した場合において、使用者等が業務に関し自動車を 사용할ことが著しく交通の危険を生じさせ、また妨害となるおそれがある場合は、自動車の使用者に対し、6月以内で自動車の使用制限ができる。但し、運送事業者等に対する処分については、運送事業者等を監督する行政庁の意見を聴くことが要件となっている。

この下命、容認には酒酔い運転、酒気帯び運転とも含むものであるが罰則は異なる。

・ 酒酔い運転（117条の2第2号）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・ 酒気帯び運転（117条の4第5号）

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※参考文献（元警察庁交通局長 内海 倫 氏著「道交法とつきあう法」）

道路交通法の制定で飲酒運転の禁止は相当厳しくなっている。まず、酒気帯び運転はことのかんを問わず禁止した。

つまり、たとえ一滴の酒といえども酒気を帯びている限りは、運転はしてはならないことにしたのだ。ただ、この禁止に対する違反の場合、処罰の対象となるのは、一定量以上のアルコールを体内に保有している状態の酒気帯びとした。

飲酒運転の科学的測定のパロメータは、血液中のアルコール分濃度である。

＜科学警察研究所で分類した『酩酊度』のリスト＞紹介

・ 第1期：まだ“ほろ酔い”の気分にならない。血中濃度は0.5%以下

外見は、普段と変わらないが科学テストをすればアルコール分が検出される。清酒を盃で5ないし6杯というところだが、ビールならグラス2杯位を5分間で飲み、30分後の状態

・ 第2期：“ほろ酔い”の気分である。血中濃度は0.1から0.15%に上る。

外見ではマッチをするとき手が滑ったりする。

清酒を2合か3合飲むと、この状態になる人が多い。

・ 第3期：血中濃度が0.2から0.3%なる。千鳥足で歩き、気宇壮大となる。

同じことをクドクド繰り返してしやべる。清酒だと4合から5合である。

この第1期、第2期が『酒気帯び』で、第3期が『酩酊』にあたる。

ところで、血中濃度は、実際の取締りにあたっては、医師でもない警察官が血液を採取するわけにはいけないから、呼気による検知システムをとらねばならない。

この場合、呼気1リットルについて、0.15ミリグラムということになる。これが俗にいう『風船』の中に息を吹き込む検査法である。

参 考

◎関連する法令

飲酒運転の防止関連規定

○ 貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全）

○ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項（過労運転の防止）、第7条第1項第1号（乗務の前後の点呼等）、第10条（乗務員に対する指導及び監督）、第16条（乗務員）、第17条（運転者）、第20条第1項第4号（運行管理者の業務）

○ 行政処分の基準について……P.84（参考資料）参照

◎道路交通法の飲酒運転の罪について

（飲酒運転をした本人はもとより、お酒を提供したり、勧めた人にも罰金が科せられます。また、飲酒運転をしながら同乗している人も罰金が科せられます。）

違反		違反点数		
酒気帯び 運 転	呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ 以上0.25mg 未満	6点	免許停止 (前歴0回の場合)	1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金
	呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ 以上	13点		
酒酔い運転		25点	免許取消し (前歴0回の場合) 欠格期間2年	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

◎二日酔いと飲酒運転について

前日に酒を飲みすぎて、翌日までアルコールが体内に残るのが二日酔いです。酒を飲んだのが前日であっても、翌日、呼気中アルコール濃度が0.15mg/ℓ 以上ある状態で運転すれば立派な酒気帯び運転になります。

それでは二日酔いしないためには、どの程度の飲酒が限界となるのでしょうか。おおよそ次の算式で計算できます。

$$\frac{15 \times \text{体重(kg)} \times \text{飲み始めから翌朝までの時間(h)}}{\text{エタノール度数(\%)} \times 0.8} = \text{二日酔いしないための飲酒量 (ml)}$$

例えば、体重が60kgの人が午後8時に飲み始め、翌朝6時にはすっきりと目覚めたい時には、日本酒（度数15%）の量は $\frac{15 \times 60 \times 10}{15 \times 0.8} = 750\text{ml}$ を限度とすることが必要です。従ってこの計算式を使うと飲酒量に応じた運転禁止時間の目安も算出することができます。

（国税局醸造試験所 佐藤信博士（1964年）の計算式による。）